

平成27年 6 月 8 日

株 主 各 位

東 京 都 目 黒 区 下 目 黒 一 丁 目 8 番 1 号
株 式 会 社 ド リ コ ム
代表取締役社長 内 藤 裕 紀

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月22日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年 6 月 23 日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
目黒雅叙園4階 『飛鳥』
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第14期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第6号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.drecom.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社グループが事業として展開するインターネットビジネスを取り巻く環境は、引き続き著しいスピードで変化をしております。平成26年度情報通信白書にあるように、平成25年末のインターネット利用者数は1億人を突破し、人口普及率の8割を超えるに至っております。このうち42.4%がインターネットを利用する際にスマートフォンを利用しており、スマートフォンはパソコンに並列するインターネットデバイスに位置づけられる状況です。その急速な普及スピードと機材の性能向上とが相俟って、スマートフォンに向けた新しいサービスが次々と創出されております。競争激化とともに市場と事業機会の急拡大が続いております。

当社グループはこのような環境を好機と捉え、スマートフォン向けサービスを主軸とし、既存サービスの拡充及び新規サービスの開発に注力しております。主力のソーシャルゲーム事業では、前事業年度及び第1四半期にリリースした他社配信アニメ版權ゲームに代表される既存ゲームの運用に傾注するとともに、新たな利益創出源とすべく、新規ゲームの開発にも取り組んでまいりました。ソーシャルラーニング事業では、楽天株式会社とともに設立した合弁事業の新たな体制のもとで、既存事業の拡張を通じた収益性の確立に注力し、広告メディアサービスにおいてはスマートフォン向けサービスの需要増加に対応するため、組織を強化し、営業とサービスの拡大を推進しました。業績面では、ソーシャルゲーム事業の既存ゲームにおいて、リリースからの経年及びスマートフォンへのユーザー移行に起因する縮小が引き続きみられたものの、アニメ版權ゲームがこれをカバーする伸長をみせました。

以上の取り組みの結果、当連結会計年度における売上高は7,298,385千円となりました。利益面につきましては、営業利益301,168千円、経常利益278,763千円、当期純利益17,761千円となりました。

セグメント実績は、以下のとおりであります。なお、第1四半期連結会計期間より、従来の「エンタメウェブ」及び「マーケティングソリューション」はそれぞれ「コンテンツサービス」及び「広告メディアサービス」へとセグメント名称を変更しております。セグメント名称変更によりセグメント情報に与える影響はありません。

#### 【コンテンツサービス】

コンテンツサービスでは、主力のソーシャルゲーム事業において、2014年3月および5月にリリースされた他社配信アニメ版權ゲーム2本が、ユーザーから評価を獲得し、業績へ安定的に寄与しました。既存ゲームではリリースからの経年により軟調な推移となりましたが、中核ユーザーに焦点をあてた運用・サポートに注力した「ちょこっとファーム」は売上水準を維持しました。第4四半期中のリリースを予定していた新規ゲーム2本については、ユーザーからの高評価を目指した開発延長、リリース延期を行いました。そのうち当社グループの株式会社グリモアの新規ゲーム「ブレイブソード×ブレイズソウル」については、3月に事前登録が開始されました。なお、前述の他社配信のアニメ版權ゲーム2本の売上は、配信会社から一定比率の売上分配を得るかたちとなっているため、売上への影響は相対的に小さいものの、支払手数料が無く、利益に与える影響が大きくなります。ソーシャルラーニング事業においては、前事業年度にリリースした英語学習アプリ「えいぼんたん」の運用に傾注し、定額制の導入など事業拡張への試行を進めました。また、9月12日に発表の通り、楽天と業務提携を進め、合併事業がスタートいたしました。当業務提携の目的は、当社グループにおいて本事業から得た継続学習ノウハウと、楽天グループが提供する様々なサービスに関するノウハウ及びそれらサービスにより形成される経済圏との連携を図り、ユーザー規模の拡大に向けた協業を深めることで、より付加価値の高い教育サービスを開発・提供することにあります。

以上の取り組みの結果、セグメント売上高は6,420,229千円、セグメント利益は767,049千円となりました。

#### 【広告メディアサービス】

広告メディアサービスのうち、広告事業においては、引き続きスマートフォン向けコンテンツ事業者を対象とした広告サービス「HeatAppReward」、「フライングガチャ」の拡販に注力しました。前事業年度のサービス開始以来、急増する需要を取り込みながら事業拡大を続けております。加えて、動

画を利用したリワード広告「poncan」も、大口の提携がスタートするなど伸長し、当事業年度を通じて取り組んできた組織及び営業力強化の成果がみられはじめました。メディア事業では、主力事業であるミュージックプレイヤーアプリ「DropMusic」のバージョンアップ版をリリースしたほか、無料音楽プレイヤーアプリ以外の領域でも市場開拓を試行しました。しかしながら、両事業ともに、引き続き事業開発段階にあり、セグメント売上高は901,813千円、セグメント損失は453,250千円となりました。

(注) 本事業報告書において「当社グループ」とは、会社法施行規則第120条第2項に用いられる「企業集団」を意味するものとします。

## ② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、主に運転資金のため、銀行からの借入により814,000千円を調達し、私募債により300,000千円を調達いたしました。

なお、取引銀行1行と当座貸越契約（総額100,000千円）を締結しており、当連結会計年度末における借入未実行残高はありません。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、平成26年11月5日を効力発生日として、当社のソーシャルラーニング事業を当社の子会社である株式会社ReDucateに承継させる吸収分割を行い、同事業のすべての権利義務を承継しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 連結

|                         | 第 11 期<br>平成24年3月期 | 第 12 期<br>平成25年3月期 | 第 13 期<br>平成26年3月期 | 第 14 期<br>(当連結会計年度)<br>平成27年3月期 |
|-------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)               | —                  | —                  | —                  | 7,298,385                       |
| 当 期 純 利 益(千円)           | —                  | —                  | —                  | 17,761                          |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | —                  | —                  | —                  | 1.31                            |
| 総 資 産(千円)               | —                  | —                  | —                  | 4,679,859                       |
| 純 資 産(千円)               | —                  | —                  | —                  | 2,213,812                       |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)   | —                  | —                  | —                  | 139.55                          |

(注) 1. 当社は、第11期から第13期まで連結計算書類を作成していないため、連結計算書類に係る財産及び損益の状況は記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益は自己株式控除後の期中平均発行済株式数により、また1株当たり純資産額は、自己株式控除後の期末発行済株式数により算出しております。なお、上記算出に際しては、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）所有の当社株式233,200株は第14期の自己株式として控除しております。

### ② 単体

|                                                          | 第 11 期<br>平成24年3月期 | 第 12 期<br>平成25年3月期 | 第 13 期<br>平成26年3月期 | 第 14 期<br>(当事業年度)<br>平成27年3月期 |
|----------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高(千円)                                                | 7,187,771          | 8,490,631          | 6,989,141          | 7,215,868                     |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 ( △ ) (千円)                    | 804,231            | 127,010            | △508,725           | 28,865                        |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は<br>1 株 当 た り 当 期 純 損 失 ( △ ) (円) | 5,946.65           | 934.71             | △37.68             | 2.12                          |
| 総 資 産(千円)                                                | 4,458,663          | 4,543,480          | 4,072,269          | 4,436,798                     |
| 純 資 産(千円)                                                | 2,219,708          | 2,263,421          | 1,831,558          | 1,995,631                     |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)                                    | 16,009.18          | 16,026.25          | 130.38             | 140.54                        |

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は自己株式控除後の期中平均発行済株式数により、また1株当たり純資産額は、自己株式控除後の期末発行済株式数により算出しております。なお、上記算出に際しては、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）所有の当社株式233,200株は第14期の自己株式として控除しております。

2. 当社は、平成23年10月1日付で株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 当社は、平成26年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                              | 資 本 金     | 当 社 の<br>議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容        |
|------------------------------------|-----------|--------------------|----------------------|
| 株 式 会 社 I g n o m                  | 17,000千円  | 100%               | 広告収益型アプリの提供          |
| 株 式 会 社 ハ ッ ピ ー<br>ホ ッ ピ ー ハ ッ ピ ー | 23,000千円  | 100%               | 広告収益型アプリの提供          |
| 株 式 会 社 グ リ モ ア                    | 5,000千円   | 100%               | ソーシャルゲームの提供          |
| 株 式 会 社 R e D u c a t e            | 250,050千円 | 50.01%             | ソーシャルラーニングア<br>プリの提供 |

- (注) 1. 前事業年度において株式会社Ignom、株式会社ハッピーホッピー及び株式会社グリモアを100%出資子会社として設立いたしました。同社の資産、売上高、損益、利益剰余金の状況から見て重要性が増すことが見込まれると判断し、より有益な情報を投資者に提供する観点から、当連結会計年度より連結子会社といたしました。
2. 当社は平成26年9月16日付で株式会社ReDucateを設立し、同社を連結子会社といたしました。なお、同社には楽天株式会社が出資を行ったため、当会計年度末日時点における当社の議決権比率は50.01%です。

### (4) 対処すべき課題

当社グループが属するインターネット市場は、技術進歩が非常に早く、また市場が拡大する中でサービスも多様化しております。このような状況下においては、既存事業の基盤を強化するとともに新規サービスへも経営資源を集中し、高い利益率を確保することが重要な課題と認識しております。また、一方でコーポレート・ガバナンスの充実も重要な課題であると認識しております。

これらの課題に対処するために、現状下記の事項に取り組んでおります。

#### ① ビジネスポートフォリオについて

当社グループは、事業の選択と集中並びに事業間のシナジーの創出を重点的に行い、中期的な収益基盤の強化を目指しております。具体的には、成長著しいソーシャルゲーム市場の拡大に合わせてソーシャルゲームへの投資を強化し、広告サービスとの事業シナジーの最大化を図ってまいります。

## ② 組織体制の整備

当社グループにおきましては、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、今後当社グループの事業拡大に応じた内部管理体制の強化を図るとともに、内部統制報告制度の適用を踏まえ、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、当社グループの成長速度に見合った人材の確保及び育成も重要な課題と認識しており、継続的な採用活動及び研修制度の拡充に取り組んでまいります。

## (5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

### ① 連結

当社グループの主な事業内容は以下のとおりであります。

(イ) モバイル、PC向けコンテンツの開発・提供

(ロ) コンテンツ事業者に対する広告サービス提供、広告収益型メディアの開発・提供

| 部 門        | 主 要 製 品 ・ サ ー ビ ス           |
|------------|-----------------------------|
| コンテンツサービス  | ソーシャルゲーム、ソーシャルラーニングアプリ開発・提供 |
| 広告メディアサービス | 広告サービス提供、広告収益型アプリ開発・提供      |

なお、当連結会計年度より、従来の「エンタメウェブ」及び「マーケティングソリューション」はそれぞれ「コンテンツサービス」及び「広告メディアサービス」へと部門名称を変更しております。部門名称変更による部門情報に与える影響はありません。

### ② 単体

当社の主な事業内容は以下のとおりであります。

(イ) モバイル、PC向けコンテンツの開発・提供

(ロ) コンテンツ事業者に対する広告サービス提供、広告収益型メディアの開発・提供

| 部 門        | 主 要 製 品 ・ サ ー ビ ス      |
|------------|------------------------|
| コンテンツサービス  | ソーシャルゲーム開発・提供          |
| 広告メディアサービス | 広告サービス提供、広告収益型アプリ開発・提供 |

なお、当事業年度より、従来の「エンタメウェブ」及び「マーケティングソリューション」はそれぞれ「コンテンツサービス」及び「広告メディアサービス」へと部門名称を変更しております。部門名称変更による部門情報に与える影響はありません。

(6) 主要な営業所（平成27年3月31日現在）

① 当社

|   |   |        |
|---|---|--------|
| 本 | 社 | 東京都目黒区 |
|---|---|--------|

② 子会社

|                                 |        |
|---------------------------------|--------|
| 株 式 会 社 I g n o m               | 東京都目黒区 |
| 株 式 会 社 ハ ッ ピ ー ホ ッ ピ ー ハ ッ ピ ー | 東京都目黒区 |
| 株 式 会 社 グ リ モ ア                 | 東京都目黒区 |
| 株 式 会 社 R e D u c a t e         | 東京都品川区 |

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 使 用 人 数    | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
| 254 (24) 名 | －                     |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時使用人は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。当社グループ外から当社グループへの出向者（2名）を含みます。  
2. 当連結会計年度より企業集団の現況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

|            |           |         |             |
|------------|-----------|---------|-------------|
| 使 用 人 数    | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
| 233 (20) 名 | 6 (△4) 名  | 32.7歳   | 3.0年        |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時使用人は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 使用人数は前事業年度末と比べて、6名増加しました。内訳は事業拡大に伴う採用等23名、子会社への出向者△17名によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| 借 入 先                     | 借 入 残 高   |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 500,000千円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 525,000千円 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 166,668千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成27年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 21,760,000株

(注) 平成26年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行い、発行可能株式総数は21,542,400株増加し、21,760,000株となっております。

(2) 発行済株式の総数 13,883,000株

(注) 1. 平成26年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行い、発行済株式の総数は13,648,635株増加し、13,786,500株となっております。  
2. 当連結会計年度における新株予約権の行使による発行済み株式の総数の増加は96,500株であります。

(3) 株主数 5,674名

(4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                               | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 内 藤 裕 紀                                                             | 5,390,000株 | 38.82%  |
| 楽 天 株 式 会 社                                                         | 2,675,000株 | 19.27%  |
| 廣 瀬 敏 正                                                             | 466,800株   | 3.36%   |
| 小 上 勝 造                                                             | 299,000株   | 2.15%   |
| DAIWA CM SINGAPORE LTD -<br>NOMINEE YOHEI INOUE<br>(常任代理人 大和証券株式会社) | 277,500株   | 2.00%   |
| 資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行<br>株 式 会 社 ( 信 託 E 口 )                      | 233,200株   | 1.68%   |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                                                   | 196,100株   | 1.41%   |
| 川 腰 亮                                                               | 123,000株   | 0.89%   |
| 小 柳 滋                                                               | 95,000株    | 0.68%   |
| 松 井 証 券 株 式 会 社                                                     | 81,000株    | 0.58%   |

(注) 当社は自己株式を所有していません。なお、当社が導入している株式給付信託（J-ESOP）に基づき資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式233,200株は自己株式には該当しませんが、当社と信託口が一体であるとする会計処理に基づき、貸借対照表上は自己株式として表示されております。

(5) その他株式に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成27年3月31日現在)

|                                           |               |                                               |
|-------------------------------------------|---------------|-----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                 |               | 平成23年11月1日<br>(第13回)<br>注1                    |
| 新 株 予 約 権 の 数                             |               | 54個                                           |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                        |               | 普通株式 27,000株<br>(新株予約権1個につき500株)              |
| 新株予約権の払込金額<br>( 発 行 価 額 )                 |               | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br>( 権 利 行 使 価 額 ) |               | 1株当たり 886円                                    |
| 権 利 行 使 期 間                               |               | 平成25年11月3日から<br>平成27年11月2日まで                  |
| 行 使 の 条 件                                 |               | 注2                                            |
| 状<br>役<br>況<br>員<br>の<br>保<br>有           | 取締役(社外取締役を除く) | ・新株予約権の数:54個<br>・目的となる株式数:27,000株<br>・保有者数:1人 |
|                                           | 社 外 取 締 役     | —                                             |
|                                           | 監 査 役         | —                                             |

- (注) 1. 平成26年4月1日付にて実施した株式分割(1株を100株)に伴い、新株予約権の目的である株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は分割後の数値で記載しております。
2. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要します。権利者の新株予約権は相続できません。その他の権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と割当者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

|                                |                          |                                                                                                                  |
|--------------------------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                      |                          | 平成26年10月30日（第15回）                                                                                                |
| 新 株 予 約 権 の 数                  |                          | 1,050個                                                                                                           |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数             |                          | 普通株式 105,000株                                                                                                    |
| 新株予約権の払込金額（発行価額）               |                          | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                                                                              |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（権利行使価額） |                          | 1株当たり 1,963円                                                                                                     |
| 権 利 行 使 期 間                    |                          | 平成31年10月31日から<br>平成36年10月30日まで                                                                                   |
| 行 使 の 条 件                      |                          | 注                                                                                                                |
| 交使用<br>付用<br>状人<br>況等<br>への    | 当 社 使 用 人                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数：1,050個</li> <li>・目的となる株式数：105,000株</li> <li>・交付者数：14人</li> </ul> |
|                                | 子 会 社 の 役 員<br>及 び 使 用 人 | —                                                                                                                |

- (注) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要します。権利者の新株予約権は相続できません。その他の権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と割当者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 会社における<br>地位 | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                           |
|--------------|---------|-------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長      | 内 藤 裕 紀 |                                                                   |
| 取締役副社長       | 菅 原 勇 祐 | 経営企画担当                                                            |
| 取 締 役        | 川 村 勇 夫 | 広告メディア事業担当                                                        |
| 取 締 役        | 長谷川 敬 起 | 執行役員 広告メディア事業担当                                                   |
| 取 締 役        | 石 川 智 哉 | 楽天株式会社 執行役員<br>同社 編成部部长<br>同社 楽天モバイル事業マーケティング・ユーザー<br>エクスペリエンス部部长 |
| 常 勤 監 査 役    | 南 敬 三   |                                                                   |
| 監 査 役        | 青 木 理 恵 | 青木公認会計士事務所 所長<br>株式会社ジーニー 監査役                                     |
| 監 査 役        | 村 田 雅 夫 | 村田・若槻法律事務所 代表弁護士                                                  |

- (注) 1. 取締役石川智哉氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役南 敬三氏、監査役青木理恵氏及び監査役村田雅夫氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役南 敬三氏及び監査役青木理恵氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、常勤監査役南 敬三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額  
(当事業年度に係る報酬等の総額)

| 区 分                | 支 給 人 員    | 報 酬 等 の 額            |
|--------------------|------------|----------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 4名<br>(一)  | 108,000千円<br>(一)     |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(4名) | 9,750千円<br>(9,750千円) |

- (注) 1. 上記には、無報酬の社外取締役1名を含んでおりません。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬額は、平成24年6月23日開催の当社第11期定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬額は、平成17年6月29日開催の当社第4期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職状況

| 地 位   | 氏 名     | 兼 職 先      | 兼 職 の 内 容                                        |
|-------|---------|------------|--------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 石 川 智 哉 | 楽天株式会社     | 執行役員<br>編成部部長<br>楽天モバイル事業マーケティング・ユーザーエクスペリエンス部部長 |
| 監 査 役 | 青 木 理 恵 | 青木公認会計士事務所 | 所長                                               |
| 監 査 役 | 村 田 雅 夫 | 村田・若槻法律事務所 | 代表弁護士                                            |

- (注) 1. 当社と、青木公認会計士事務所及び村田・若槻法律事務所との間には取引関係その他の特別な関係はありません。
2. 楽天株式会社は、当社の発行済株式の総数の10分の1以上の数を保有する株主であり、当社と楽天株式会社とは、広告に関する取引関係があります。

② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況

| 地 位   | 氏 名     | 兼 職      | 先 | 兼 職 の 内 容 |
|-------|---------|----------|---|-----------|
| 監 査 役 | 青 木 理 恵 | 株式会社ジーニー |   | 監査役       |

(注) 当社と、株式会社ジーニーとの間には取引関係その他の特別な関係はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

| 地 位   | 氏 名     | 活 動 状 況                                                                                                                                                                     |
|-------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 石 川 智 哉 | 当事業年度に開催された取締役会22回のうち20回に出席いたしました。主に経営者の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                                                                |
| 監 査 役 | 南 敬 三   | 当事業年度に開催された取締役会22回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制システムについて、適宜、必要な発言を行っております。                      |
| 監 査 役 | 青 木 理 恵 | 当事業年度に開催された取締役会22回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制システムについて、適宜、必要な発言を行っております。                      |
| 監 査 役 | 村 田 雅 夫 | 平成26年6月25日以降に開催された取締役会16回のうち14回及び監査役9回のうち8回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス及び内部統制システムについて、適宜、必要な発言を行っております。 |

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額             | 23,937千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23,937千円  |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれら合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容を、平成27年5月18日の取締役会において一部改定致しました。改定後の内容は以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 法令等の遵守に関する基本方針として、当社及び子会社に適用される「コンプライアンス行動規範」を定め、当社及び子会社の取締役及び使用人に周知する。当社及び子会社の取締役は、当該規範に従い、善良なる管理者の注意をもって、忠実にその職務を執行する。

② 法令等の遵守を実現するために、「コンプライアンス規程」及び具体的な手引書となる「コンプライアンス・マニュアル」を定め、当社及び子会社の取締役及び使用人に周知する。

③ コンプライアンス体制の監視及び改善等を目的とし、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を、当社の取締役会の下部組織として設置する。当社及び子会社のコンプライアンス体制構築の遂行状況については、定期的に当社のコンプライアンス委員会及び当社の取締役会に報告する。

④ 当社及び子会社の取締役及び使用人を対象とした内部通報制度を整備する。通報者に対する不利益な取扱いの禁止を「内部通報規程」等で定めてルール化する。

⑤ 他の業務部門から独立した当社の内部監査室による内部監査を当社及び子会社において実施し、結果を当社に報告するとともに、その改善を促すことにより当社及び子会社のコンプライアンス体制の適正を確保する。

⑥ 当社及び子会社における協力の推進、並びに業務の整合性の確保及び効率的な遂行を図るため、「関係会社管理規程」を定める。

(2) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社の取締役会の手続及び権限範囲等を「取締役会規程」で明確にし、定期的に開催される取締役会で、取締役の職務の状況を報告する。

② 当社の取締役による効果的な業務運営を確保するため、組織の業務分掌を明確にする「業務分掌規程」、及び使用人の職務執行における責任権限を明確にする「職務権限規程」を定める。

- ③ 経営計画を適正に策定・運用するため、「予算管理規程」等に基づき、当社の取締役会において当社グループの中期経営計画を策定する。当社グループの中期経営計画の進捗状況及び推進結果は、定期的に、当社の取締役会に報告するものとする。また、原則として事業年度毎に1回、当社の取締役会において中期経営計画のローリング（終期の更新と内容の見直し）を行う。
- ④ 当社は当社の経営方針を子会社に周知し、法令等に抵触しない範囲内で子会社の業務運営に反映させるとともに、子会社の業務運営状況を把握する。

(3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」「情報管理規程」によって保存責任部署及び保存期限を定め、適正に保存及び管理する。また、情報の保存及び管理の適正を内部監査室による監査等により確認する。
- ② 「情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」を定め、当社の情報資産を適切に管理し、当該情報資産を漏洩や改ざん又は事故や故障、若しくは自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。

(4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「グループリスク管理基本方針」を定め、当社及び子会社のリスクを統括的に管理する体制を整備する。
- ② 当社及び子会社の損失発生防止と最小化を図ることを目的とする「リスク管理規程」に基づき、当社にリスク統括委員会を設け、当社及び子会社の取締役からの報告を受けて、リスクの回避、軽減等の必要な措置を講じる。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険管理の基本方針及び基本的事項を定めた「グループ危機対応方針」、並びに、危機に対する適正かつ迅速な対応及び再発防止策の策定方法を定めた「危機管理規程」に基づき、危機対応体制を整備する。

(5) その他当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の基本理念、経営姿勢を示した「グループ経営方針」を定め、その周知を図る。
- ② 子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対し、当社への定期的な事業計画や実績の報告を求めるとともに、子会社において経営上重要な事項を決定する場合に、当社への事前協議を求める。
- ③ 当社及び子会社における緊密な情報連携のため、当社及び子会社の取締役で構成するグループ経営会議を定期的に開催し、情報の共有を図る。

(6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の要請があった場合、速やかに、監査役の職務の補助を行うための適切な人員配置を行い、監査役の指示による調査の権限を認める。
- ② 監査役は、監査役の職務を補助する使用人の人事評価・異動等に関し、意見を述べることができ、取締役はこれを尊重する。
- ③ 監査役の補助を行う使用人は、監査役の指示命令に関し、取締役その他使用人からの指示命令を受けないものとする。

(7) 当社の監査役への報告に関する体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、当社の取締役会のほか経営上重要な会議に出席し、当社の取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
- ② 当社の監査役は、重要な会議に付議されない重要な起案書及び報告書等を閲覧し、当社の取締役及び使用人に対し、必要に応じ内容の説明を求めることができる。
- ③ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、当社又は子会社の取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、監査のため求められた事項を、遅滞なく当社の監査役に報告する。

④ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が、監査役に報告を行ったことを理由とした不利益な処遇は、一切行わないものとする。

(8) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役は監査役と定期的な会合をもち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査の環境整備等について意見を交換する。

② 内部監査室は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。

③ 稟議書、契約書、帳簿等の文書その他監査役が監査に必要と判断した資料・情報に、監査役が容易にアクセスできる体制を整備する。

④ 当社の監査役がその職務の執行について、当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を及ぼし、経済活動にも障害となる反社会的勢力との一切の関係を遮断することを、「コンプライアンス行動規範」及び「反社会勢力排除規程」に明記しており、反社会的勢力並びに団体による不当な要求には断固とした態度でこれを拒絶する。

② 反社会的勢力による不当な要求に対しては、経営管理本部を対応統括部署として、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関との緊密な連携により、事案に応じて関係部門と協議のうえ対応する。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月18日開催の当社取締役会の決議により、内容を一部改定しており、上記は当該改定後の体制となります。なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について、当社グループの現状及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現に変更したものであります。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目                       | 金 額       |
|-------------|-----------|---------------------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 ) |           | ( 負 債 の 部 )               |           |
| 流 動 資 産     | 3,486,278 | 流 動 負 債                   | 1,866,379 |
| 現金及び預金      | 2,275,812 | 買 掛 金                     | 259,450   |
| 売 掛 金       | 1,059,370 | 短 期 借 入 金                 | 100,000   |
| 繰 延 税 金 資 産 | 60,638    | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 516,664   |
| そ の 他       | 90,457    | 1 年 内 償 還 予 定 の 社 債       | 275,000   |
| 固 定 資 産     | 1,193,581 | 未 払 金                     | 410,495   |
| 有 形 固 定 資 産 | 102,170   | 未 払 法 人 税 等               | 60,338    |
| 建 物         | 95,978    | 賞 与 引 当 金                 | 22,584    |
| 工具、器具及び備品   | 6,192     | そ の 他                     | 221,846   |
| 無 形 固 定 資 産 | 632,991   | 固 定 負 債                   | 599,667   |
| ソ フ ト ウ エ ア | 272,276   | 社 債                       | 150,000   |
| ソフトウェア仮勘定   | 360,195   | 長 期 借 入 金                 | 349,804   |
| そ の 他       | 519       | 資 産 除 去 債 務               | 41,067    |
| 投資その他の資産    | 458,418   | そ の 他                     | 58,795    |
| 投 資 有 価 証 券 | 60,267    | 負 債 合 計                   | 2,466,046 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 218,755   | ( 純 資 産 の 部 )             |           |
| そ の 他       | 179,396   | 株 主 資 本                   | 1,904,845 |
| 資 産 合 計     | 4,679,859 | 資 本 金                     | 1,185,548 |
|             |           | 資 本 剰 余 金                 | 1,426,528 |
|             |           | 利 益 剰 余 金                 | △557,262  |
|             |           | 自 己 株 式                   | △149,968  |
|             |           | 新 株 予 約 権                 | 77,324    |
|             |           | 少 数 株 主 持 分               | 231,642   |
|             |           | 純 資 産 合 計                 | 2,213,812 |
|             |           | 負 債 ・ 純 資 産 合 計           | 4,679,859 |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金 額     |           |
|-----------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                       |         | 7,298,385 |
| 売 上 原 価                     |         | 5,024,352 |
| 売 上 総 利 益                   |         | 2,274,033 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |         | 1,972,865 |
| 営 業 利 益                     |         | 301,168   |
| 営 業 外 収 益                   |         |           |
| 受 取 利 息                     | 361     |           |
| 還 付 加 算 金                   | 793     |           |
| そ の 他                       | 689     | 1,844     |
| 営 業 外 費 用                   |         |           |
| 支 払 利 息                     | 14,973  |           |
| 社 債 利 息                     | 5,387   |           |
| 社 債 発 行 費                   | 2,774   |           |
| そ の 他                       | 1,113   | 24,249    |
| 経 常 利 益                     |         | 278,763   |
| 特 別 損 失                     |         |           |
| 減 損 損 失                     | 18,620  |           |
| 出 資 金 評 価 損                 | 40,417  | 59,037    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |         | 219,725   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 49,938  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額               | 170,882 | 220,821   |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失 |         | △1,096    |
| 少 数 株 主 損 失                 |         | △18,857   |
| 当 期 純 利 益                   |         | 17,761    |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                         | 株 主 資 本   |           |           |          |             |
|-----------------------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|-------------|
|                                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成26年4月1日<br>残                          | 1,124,359 | 1,365,339 | △572,666  | △149,968 | 1,767,064   |
| 連結会計年度中の<br>変 動                         |           |           |           |          |             |
| 新 株 の 発 行                               | 61,189    | 61,189    | —         | —        | 122,378     |
| 当 期 純 利 益                               | —         | —         | 17,761    | —        | 17,761      |
| 連結範囲の変動                                 | —         | —         | △2,357    | —        | △2,357      |
| 株主資本以外の項目<br>の連結会計年度中の<br>変 動 額 ( 純 額 ) | —         | —         | —         | —        | —           |
| 連結会計年度中の<br>変 動 額 合 計                   | 61,189    | 61,189    | 15,403    | —        | 137,781     |
| 平成27年3月31日<br>残                         | 1,185,548 | 1,426,528 | △557,262  | △149,968 | 1,904,845   |

|                                         | 新株予約権  | 少 数 株 主 分 持 | 純資産合計     |
|-----------------------------------------|--------|-------------|-----------|
| 平成26年4月1日<br>残                          | 64,494 | —           | 1,831,558 |
| 連結会計年度中の<br>変 動                         |        |             |           |
| 新 株 の 発 行                               | —      | —           | 122,378   |
| 当 期 純 利 益                               | —      | —           | 17,761    |
| 連結範囲の変動                                 | —      | —           | △2,357    |
| 株主資本以外の項目<br>の連結会計年度中の<br>変 動 額 ( 純 額 ) | 12,830 | 231,642     | 244,472   |
| 連結会計年度中の<br>変 動 額 合 計                   | 12,830 | 231,642     | 382,254   |
| 平成27年3月31日<br>残                         | 77,324 | 231,642     | 2,213,812 |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 5社

主要な連結子会社の名称については、「事業報告」の「重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりであります。

なお、当社は、前事業年度において株式会社Ignom、株式会社ハッピーホッピーハッピー及び株式会社グリモアを100%出資子会社として設立いたしました。同社の資産、売上高、損益、利益剰余金の状況から見て重要性が増すことが見込まれると判断し、より有益な情報を投資者に提供する観点から、当連結会計年度より連結決算に移行することといたしました。

また、当社は平成26年9月16日付で株式会社ReDucateを設立し、同社を連結子会社といたしました。なお、同社には楽天株式会社が出資を行ったため、当会計年度末日時点における当社の議決権比率は50.01%です。

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、株式会社グリモア(9月30日)を除き、連結決算日と一致しております。なお、株式会社グリモアについては、連結決算日で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

#### (3) 会計処理基準に関する事項

##### ① 資産の評価基準及び評価方法

- ・有価証券
- ・其他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② 固定資産の減価償却の方法

###### イ 有形固定資産

定率法、ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 3～8年

###### ロ 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法によっております。

##### ③ 引当金の計上基準

###### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ ヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ ヘッジ方針

当社の社内管理規定に基づき、デリバティブ取引の事項及び管理は経理部長の責任権限の下に行い、定期的に社長、監査役等を実施状況を報告しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式

⑥ 追加情報

当社は、平成24年7月30日開催の取締役会決議に基づいて、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」という。）を導入しました。本制度は、当社およびグループ会社従業員のうち、一定の要件を満たす者に対する報酬の一部として取引所市場より取得した当社株式を給付する事により、報酬や当社の株価や業績との連動性をより強め、従業員が株主の皆様と株価上昇による経済的な利益を共有することにより従業員の株価への意識や労働意欲を高め、ひいては中長期的にみて当社グループの企業価値を高めることを目的としております。

当該信託については、経済的実態を重視し、当社と信託口は一体であるとする会計処理を行っております。従って、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債ならびに収益及び費用については、連結貸借対照表、連結損益計算書に含めて計上しております。

なお、平成27年3月31日現在において信託口が所有する自己株式数は総額法の適用により連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しており、計上額は149,968千円、株式数は233,200株であります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

121,229千円

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|       | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|--------------|
| 発行済株式 |                   |                  |                  |              |
| 普通株式  | 137,865株          | 13,745,135株      | 一株               | 13,883,000株  |
| 合計    | 137,865株          | 13,745,135株      | 一株               | 13,883,000株  |
| 自己株式  |                   |                  |                  |              |
| 普通株式  | 2,332株            | 230,868株         | 一株               | 233,200株     |
| 合計    | 2,332株            | 230,868株         | 一株               | 233,200株     |

- (注) 1. 当社は平成26年4月1日付で、普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。
2. 発行済株式の総数の増加の内訳は以下のとおりであります。
- ・株式分割 13,648,635株
  - ・新株予約権の権利行使 96,500株
3. 自己株式の総数の増加の内訳は以下のとおりであります。
- ・株式分割 230,868株
4. 普通株式の自己株式の株式数には、ESOP信託口が保有する当社株式（当連結会計年度期首2,332株、当連結会計年度末233,200株）が含まれております。

#### (2) 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）に関する事項

|                     | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数 |
|---------------------|------------|-----------|
| 平成17年6月29日定時株主総会決議分 | 普通株式       | 1,000株    |
| 平成17年8月26日臨時株主総会決議分 | 普通株式       | 1,500株    |
| 平成22年6月26日定時株主総会決議分 | 普通株式       | 49,000株   |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。借入金の使途は、運転資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                   | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価(千円)    | 差額(千円) |
|-------------------|--------------------|-----------|--------|
| (1)現金及び預金         | 2,275,812          | 2,275,812 | —      |
| (2)売掛金            | 1,059,370          | 1,059,370 | —      |
| (3)買掛金            | 259,450            | 259,450   | —      |
| (4)未払金            | 410,495            | 410,495   | —      |
| (5)未払法人税等         | 60,338             | 60,338    | —      |
| (6)短期借入金          | 100,000            | 100,000   | —      |
| (7)1年以内返済予定の長期借入金 | 516,664            | 511,573   | △5,090 |
| (8)1年内償還予定の社債     | 275,000            | 273,549   | △1,450 |
| (9)社債             | 150,000            | 148,211   | △1,788 |
| (10)長期借入金         | 349,804            | 341,111   | △8,692 |

### (注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 負 債

#### (3) 買掛金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等、(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (7) 1年以内返済予定の長期借入金、(8)1年内償還予定の社債、(9)社債、(10)長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

また、投資有価証券(貸借対照表計上額60,267千円)については、市場価格がなく、かつ、将来のキャッシュフローを見積もる事ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

## 6. 1株当たりの情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 139円55銭

(2) 1株当たり当期純利益 1円31銭

- (注) 当連結会計年度の普通株式の平均株式数及び期末における発行済株式総数について、その計算において控除する自己株式に、ESOP信託口として保有する当社株式233,200株(株式分割後)を含めております。

## 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 8. 減損損失に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所     | 用途    | 種類     |
|--------|-------|--------|
| 東京都目黒区 | 事業用資産 | ソフトウェア |

当社グループは、使用資産について継続的に収支の把握を行っている管理会計上の事業単位に基づきグルーピングを行っており、個別にキャッシュ・フローを把握できる資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。但し、本社資産等については独立したキャッシュ・フローを生み出していないことから共有資産としております。

当初想定していた収益が見込めないため、ソーシャルゲーム事業における上記資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(18,620千円)として特別損失に計上しました。

なお、当該資産回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスのため回収可能価額を零として評価しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-------------|-----------|-----------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 ) |           | ( 負 債 の 部 )     |           |
| 流 動 資 産     | 3,311,462 | 流 動 負 債         | 1,847,085 |
| 現金及び預金      | 1,949,395 | 買 掛 金           | 219,851   |
| 売 掛 金       | 1,038,923 | 短 期 借 入 金       | 100,000   |
| 前 渡 金       | 4,887     | 1年以内返済予定の長期借入金  | 516,664   |
| 前 払 費 用     | 42,617    | 1年以内償還予定の社債     | 275,000   |
| 繰延税金資産      | 60,638    | 未 払 金           | 397,318   |
| そ の 他       | 256,320   | 未 払 費 用         | 20,345    |
| 貸倒引当金       | △41,319   | 未払法人税等          | 55,793    |
| 固 定 資 産     | 1,125,335 | 前 受 収 益         | 16,558    |
| 有 形 固 定 資 産 | 96,533    | 賞 与 引 当 金       | 20,582    |
| 建 物         | 90,697    | そ の 他           | 224,971   |
| 工具、器具及び備品   | 5,835     | 固 定 負 債         | 594,081   |
| 無 形 固 定 資 産 | 504,274   | 社 債             | 150,000   |
| ソフトウェア      | 269,301   | 長 期 借 入 金       | 349,804   |
| ソフトウェア仮勘定   | 234,453   | 資 産 除 去 債 務     | 35,481    |
| そ の 他       | 519       | そ の 他           | 58,795    |
| 投資その他の資産    | 524,527   | 負 債 合 計         | 2,441,166 |
| 投資有価証券      | 60,267    | ( 純 資 産 の 部 )   |           |
| 関係会社株式      | 73,794    | 株 主 資 本         | 1,918,307 |
| 出 資 金       | 25,000    | 資 本 金           | 1,185,548 |
| 繰延税金資産      | 218,755   | 資 本 剰 余 金       | 1,426,528 |
| そ の 他       | 146,710   | 資 本 準 備 金       | 1,426,528 |
| 資 産 合 計     | 4,436,798 | 利 益 剰 余 金       | △543,800  |
|             |           | その他利益剰余金        | △543,800  |
|             |           | 繰越利益剰余金         | △543,800  |
|             |           | 自 己 株 式         | △149,968  |
|             |           | 新 株 予 約 権       | 77,324    |
|             |           | 純 資 産 合 計       | 1,995,631 |
|             |           | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 4,436,798 |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 平成26年 4 月 1 日から )  
( 平成27年 3 月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金       | 額         |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 7,215,868 |
| 売 上 原 価                 |         | 4,922,811 |
| 売 上 総 利 益               |         | 2,293,056 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 1,898,212 |
| 営 業 利 益                 |         | 394,844   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息                 | 1,809   |           |
| 還 付 加 算 金               | 793     |           |
| 請 負 受 託 料               | 3,577   |           |
| そ の 他                   | 688     | 6,868     |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 14,973  |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入           | 41,319  |           |
| そ の 他                   | 9,292   | 65,584    |
| 経 常 利 益                 |         | 336,128   |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 減 損 損 失                 | 18,620  |           |
| 出 資 金 評 価 損             | 40,417  |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 31,468  | 90,505    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 245,623   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 45,875  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 170,882 | 216,757   |
| 当 期 純 利 益               |         | 28,865    |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで )

(単位：千円)

|                                          | 株 主 資 本   |           |                  |                 |           |          |                |
|------------------------------------------|-----------|-----------|------------------|-----------------|-----------|----------|----------------|
|                                          | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                  | 利 益 剰 余 金       |           | 自 己 株 式  | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                                          |           | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 |          |                |
|                                          |           |           |                  | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 合 計       |          |                |
| 平 成 2 6 年 4 月 1 日<br>高 裁                 | 1,124,359 | 1,365,339 | 1,365,339        | △572,666        | △572,666  | △149,968 | 1,767,064      |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額                        |           |           |                  |                 |           |          |                |
| 新 株 の 発 行                                | 61,189    | 61,189    | 61,189           | —               | —         | —        | 122,378        |
| 当 期 純 利 益                                | —         | —         | —                | 28,865          | 28,865    | —        | 28,865         |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年 度 中<br>の 変 動 額 ( 純 額 ) | —         | —         | —                | —               | —         | —        | —              |
| 事 業 年 度 中 の<br>変 動 額 合 計                 | 61,189    | 61,189    | 61,189           | 28,865          | 28,865    | —        | 151,243        |
| 平 成 2 7 年 3 月 3 1 日<br>高 裁               | 1,185,548 | 1,426,528 | 1,426,528        | △543,800        | △543,800  | △149,968 | 1,918,307      |

|                                          | 新株予約権  | 純 資 産<br>合 計 |
|------------------------------------------|--------|--------------|
| 平 成 2 6 年 4 月 1 日<br>高 裁                 | 64,494 | 1,831,558    |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額                        |        |              |
| 新 株 の 発 行                                | —      | 122,378      |
| 当 期 純 利 益                                | —      | 28,865       |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年 度 中<br>の 変 動 額 ( 純 額 ) | 12,830 | 12,830       |
| 事 業 年 度 中 の<br>変 動 額 合 計                 | 12,830 | 164,073      |
| 平 成 2 7 年 3 月 3 1 日<br>高 裁               | 77,324 | 1,995,631    |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### イ その他有価証券

##### 市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 3～8年

##### ②無形固定資産

##### ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) ヘッジ会計の方法

##### ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

##### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

##### ③ヘッジ方針

当社の社内管理規定に基づき、デリバティブ取引の事項及び管理は経理本部長の責任権限の下に行い、定期的に社長、監査役等を実施状況を報告しております。ただし、特例処理による金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

##### ④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式

(6) 追加情報

当社は、平成24年7月30日開催の取締役会決議に基づいて、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」という。）を導入しました。本制度は、当社及びグループ会社従業員のうち、一定の要件を満たす者に対する報酬の一部として取引所市場より取得した当社株式を給付する事により、報酬や当社の株価や業績との連動性をより強め、従業員が株主の皆様と株価上昇による経済的な利益を共有することにより従業員の株価への意識や労働意欲を高め、ひいては中長期的にみて当社グループの企業価値を高めることを目的としております。

当該信託については、経済的実態を重視し、当社と信託口は一体であるとする会計処理を行っております。従って、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債ならびに収益及び費用については、貸借対照表、損益計算書に含めて計上しております。

なお、平成27年3月31日現在において信託口が所有する自己株式数は総額法の適用により貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しており、計上額は149,968千円、株式数は233,200株であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 119,244千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 219,087千円

短期金銭債務 42,755千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 19,924千円

売上原価 147,760千円

営業取引以外の取引高 5,065千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 233,200株

(注) 1. 当社は平成26年4月1日付で、普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。

2. 普通株式の自己株式の株式数には、ESOP信託口が保有する当社株式（当事業年度期首2,332株、当事業年度末233,200株）が含まれております。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|            |          |
|------------|----------|
| 繰延税金資産(流動) |          |
| 繰越欠損金      | 16,036千円 |
| 前払費用       | 13,734   |
| 賃借料        | 6,445    |
| 賞与引当金      | 6,812    |
| 未払事業税      | 6,308    |
| 未払事業所税     | 1,944    |
| その他        | 9,356    |
| 計          | 60,638   |
| 繰延税金資産(固定) |          |
| 減価償却超過額    | 240,637  |
| 子会社株式      | 74,744   |
| 貸倒引当金      | 13,676   |
| 資産除去債務     | 11,744   |
| その他        | 21,327   |
| 計          | 362,130  |
| 繰延税金資産小計   | 422,768  |
| 評価性引当額     | △136,879 |
| 繰延税金資産合計   | 285,889  |
| 繰延税金負債(固定) |          |
| 資産除去費用     | △6,495   |
| 繰延税金負債合計   | △6,495   |
| 繰延税金資産の純額  | 279,393  |

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は23,831千円減少し、法人税等調整額が23,831千円増加しております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

| 種 類 | 会社等の名称               | 議決権等の<br>所 有 割 合 | 関 連 当 事 者<br>と の 関 係 | 取 引 内 容                           | 取引金額<br>(千円)     | 科 目           | 期 末 残 高<br>(千円)  |
|-----|----------------------|------------------|----------------------|-----------------------------------|------------------|---------------|------------------|
| 子会社 | 株 式 会 社<br>I g n o m | 直接100%           | 役員の兼任<br>資金の貸付       | 資 金 の 貸 付<br>(注) 1、2              | 25,000           | 貸 付 金         | 25,000           |
| 子会社 | 株 式 会 社<br>グ リ モ ア   | 直接100%           | 資金の貸付                | 資 金 の 貸 付<br>利 息 の 受 取<br>(注) 1、3 | 150,000<br>1,487 | 貸 付 金<br>未収収益 | 150,000<br>1,487 |
| 子会社 | 株 式 会 社<br>ReDuca te | 直接 50.01%        | 役員の兼任                | 出 資 の 引 受<br>(注) 4                | 250,100          | 関係会社<br>株 式   | 250,100          |
|     |                      |                  |                      | 会 社 分 割<br>(注) 5                  | 200,000          | —             | —                |
|     |                      |                  |                      | 管理業務の受託<br>(注) 6                  | 1,800            | 未収入金          | 324              |

(注) 1 貸付金に対する利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2 株式会社Ignomの貸付金に対し、貸倒引当金を25,000千円計上しており、当事業年度において同額の貸倒引当金繰入額を計上しております。

3 株式会社グリモアの貸付金に対し、貸倒引当金を16,319千円計上しており、当事業年度において同額の貸倒引当金繰入額を計上しております。

4 会社設立に伴い、当社が出資の引受けを行ったものであります。

5 会社分割に関しては、第三者の評価に基づき分割対価を決定しております。

6 管理業務の受託料については、受託業務に係る費用を合理的に算定して決定しております。

## 7. 1株当たりの情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

140円54銭

(2) 1株当たり当期純利益

2円12銭

(注) 当事業年度の普通株式の平均株式数及び期末における発行済株式総数について、その計算において控除する自己株式に、ESOP信託口として保有する当社株式233,200株(株式分割後)を含めております。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 9. 減損損失に関する注記

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所     | 用途    | 種類     |
|--------|-------|--------|
| 東京都目黒区 | 事業用資産 | ソフトウェア |

当社は、使用資産について継続的に収支の把握を行っている管理会計上の事業単位に基づきグルーピングを行っており、個別にキャッシュ・フローを把握できる資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。但し、本社資産等については独立したキャッシュ・フローを生み出していないことから共有資産としておりません。

当初想定していた収益が見込めないため、ソーシャルゲーム事業における上記資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（18,620千円）として特別損失に計上しました。

なお、当該資産回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスのため回収可能価額を零として評価しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 ドリコム

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 瀬戸 卓 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 倉本 和芳 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ドリコムの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ドリコム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 ド リ コ ム  
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 瀬 戸 卓 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 倉 本 和 芳 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ドリコムが平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及び内容

監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月18日

株 式 会 社 ド リ コ ム      監 査 役 会

常 勤 監 査 役   南                      敬   三   ㊟  
(社外監査役)

社 外 監 査 役   青   木                      理   恵   ㊟

社 外 監 査 役   村   田                      雅   夫   ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、当該移行のために、定款の一部を変更するものであります。
- (2) 当社は連結計算書類作成会社となりましたので、連結計算書類をインターネット開示の対象とすることを可能とするため、定款の一部を変更するものであります。
- (3) 改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。なお、本定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を株主総会決議のみならず、取締役会決議により行うこととなる旨の規定を新設するものであります。
- (5) その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

| 現 行 定 款                        | 改 正 案                          |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 第1章 総 則                        | 第1章 総 則                        |
| 第1条～第3条（条文省略）                  | 第1条～第3条（現行どおり）                 |
| （機関）                           | （機関）                           |
| 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 |
| （1）取締役会                        | （1）取締役会                        |
| （2）監査役                         | （2）監査等委員会                      |
| （3）監査役会                        | （削除）                           |

| 現 行 定 款                                                                                                                   | 改 正 案                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (4) 会計監査人                                                                                                                 | (3) 会計監査人                                                                                                                         |
| 第5条 (条文省略)                                                                                                                | 第5条 (現行どおり)                                                                                                                       |
| 第2章 株 式                                                                                                                   | 第2章 株 式                                                                                                                           |
| 第6条～第8条 (条文省略)                                                                                                            | 第6条～第8条 (現行どおり)                                                                                                                   |
| (自己の株式の取得)                                                                                                                | (削除)                                                                                                                              |
| 第9条 当会社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>                                                   |                                                                                                                                   |
| 第10条～第14条 (条文省略)                                                                                                          | 第9条～第13条 (現行どおり)                                                                                                                  |
| (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)                                                                                               | (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)                                                                                                       |
| 第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | 第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 |
| 第16条～第17条 (条文省略)                                                                                                          | 第15条～第16条 (現行どおり)                                                                                                                 |
| 第4章 取締役、取締役会及び代表取締役                                                                                                       | 第4章 取締役、取締役会及び代表取締役                                                                                                               |
| (員数)                                                                                                                      | (員数)                                                                                                                              |
| 第18条 当会社に取り締役3名以上を置く。                                                                                                     | 第17条 当会社に取り締役4名以上を置く。                                                                                                             |
| (新設)                                                                                                                      | 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以上とする。                                                                                                 |
| (選任)                                                                                                                      | (選任)                                                                                                                              |
| 第19条 取締役は株主総会において選任する。                                                                                                    | 第18条 取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。                                                                                  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第20条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第23条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第24条～第25条（条文省略）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第27条（条文省略）</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> | <p>第24条～第25条（現行どおり）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第27条（現行どおり）</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任について同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>（監査等委員会の権限）</p> <p>第28条 <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p>（監査等委員会の招集通知）</p> <p>第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>（監査等委員会規程）</p> <p>第30条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                        | 改 正 案 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| (員数)<br>第28条 当社の監査役は3名以上を置く。                                                                                                                                                                                   | (削除)  |
| (選任)<br>第29条 監査役は、株主総会において選任する。<br>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。                                                                                                          | (削除)  |
| (任期)<br>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。                                                                                | (削除)  |
| (報酬等)<br>第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。                                                                                                                                                                         | (削除)  |
| (監査役の責任免除)<br>第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。<br>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結することができる。 | (削除)  |
| (常勤の監査役)<br>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。                                                                                                                                                                    | (削除)  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                    | 改 正 案        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><del>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</del></p> <p><del>2 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</del></p> | (削除)         |
| <p>(監査役会の決議方法)</p> <p><del>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</del></p>                                                                                         | (削除)         |
| <p>(監査役会の議事録)</p> <p><del>第36条 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。</del></p>                                                                   | (削除)         |
| <p>(監査役会規程)</p> <p><del>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</del></p>                                                                                       | (削除)         |
| <p>第6章 計算</p>                                                                                                                                                              | 第6章 計算       |
| <p>第38条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                         | 第31条 (現行どおり) |
| <p>(期末配当の基準日)</p> <p><del>第39条 当会社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し剰余金の配当をすることができる。</del></p> <p><del>2 前項のほか、基準日を定めて、剰余金の配当をすることができる。</del></p>      | (削除)         |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                  | 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(中間配当)</p> <p>第40条 当社は取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第32条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>附則 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第14期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。</p> |

## 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、現在の取締役(5名)は全員、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査役等委員である取締役を除く。)4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式の数 |
|-------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | ないとうゆうき<br>内藤 裕紀<br>(昭和53年7月7日生)   | 平成13年11月 有限会社ドリコム(現株式会社ドリコム)設立 代表取締役<br>平成15年3月 株式会社ドリコムに組織変更 代表取締役社長(現任)<br>平成17年1月 株式会社ドリコムテック設立 代表取締役社長<br>平成18年6月 株式会社ドリコムジェネレーティブメディア(現株式会社じげん)設立 代表取締役社長                | 5,390,000株  |
| 2     | すがわらゆうすけ<br>菅原 勇祐<br>(昭和38年3月28日生) | 昭和61年4月 株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス)入社<br>平成16年11月 フリービット株式会社入社<br>平成17年7月 同社取締役就任<br>平成19年10月 当社入社<br>当社執行役員<br>平成20年6月 当社取締役副社長(現任)                                        | 45,000株     |
| 3     | ごとうひでき<br>後藤 英紀<br>(昭和41年12月6日生)   | 平成4年4月 株式会社大和総研 入社<br>平成9年6月 有限会社情報技術研究所(現株式会社アイ・ティ・アール)入社<br>平成12年5月 ドイチェ証券株式会社東京支店(現ドイツ証券株式会社)入社<br>平成20年1月 ラ・スペランツァ株式会社入社<br>平成20年2月 同社取締役就任<br>平成22年9月 当社入社<br>当社執行役員(現任) | 50,000株     |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式の数 |
|-----------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 4         | いしかわともや<br>石川智哉<br>(昭和51年7月24日生) | <p>平成12年7月 ブライスウォーターハウスクーパースコンサルタント株式会社<br/>(現日本アイ・ビー・エム株式会社) 入社</p> <p>平成15年10月 イーソリューションズ株式会社 入社</p> <p>平成18年5月 サイバード株式会社入社</p> <p>平成20年9月 アーサー・D・リトル(ジャパン)株式会社入社</p> <p>平成22年2月 楽天株式会社入社</p> <p>平成23年12月 同社 執行役員(現任)<br/>編成部部长</p> <p>平成25年6月 当社 取締役(現任)</p> <p>平成26年3月 楽天株式会社<br/>Viber戦略室室長</p> <p>平成26年12月 同社 編成部部长(現任)</p> <p>平成27年1月 同社 楽天モバイル事業マーケティング・ユーザーエクスペリエンス部部长(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>楽天株式会社 執行役員</p> | —           |

- (注) 1. 各取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石川智哉氏は社外取締役候補者であります。
3. 石川智哉氏は、コンサルティング業界及びIT業界における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対する適切な助言及び意見をいただけるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
4. 当社は、石川智哉氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定です。
5. 「所有する当社の株式の数」については、平成27年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の<br>株 式 の 数 |
|-----------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1         | みなみ けいぞう<br>南 敬三<br>(昭和24年4月30日生)     | 昭和57年2月 公認会計士試験合格<br>平成3年5月 株式会社ハビネット入社<br>経理部長<br>平成8年11月 株式会社ドレーク・ビーム・モリ<br>ン(現テンプスタッフキャリアコ<br>ンサルティング株式会社)<br>取締役管理本部長<br>平成18年6月 当社 常勤監査役(現任)                                                                                 | 4,000株             |
| 2         | あ お き り え<br>青 木 理 恵<br>(昭和45年10月9日生) | 平成7年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限<br>責任監査法人)入所<br>平成12年7月 大和証券SBキャピタル・マーケッ<br>ツ株式会社(現大和証券株式会<br>社)入社<br>平成16年4月 青木公認会計士事務所 所長<br>(現任)<br>平成22年6月 当社 監査役(現任)<br>平成25年11月 株式会社ジーニー 監査役(現<br>任)<br>(重要な兼職の状況)<br>青木公認会計士事務所 所長<br>株式会社ジーニー 監査役 | -                  |

| 候補者番号 | ふりがな氏(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3     | むらた まさお<br>村田 雅夫<br>(昭和46年2月17日生) | 平成8年4月 弁護士登録<br>平成8年4月 森総合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)入所<br>平成14年12月 みのり総合法律事務所パートナー就任<br>平成16年4月 村田・若槻法律事務所設立<br>代表弁護士(現任)<br>平成20年4月 法政大学法科大学院兼任教授<br>平成26年6月 当社監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>村田・若槻法律事務所 代表弁護士 | -           |

- (注) 1. 各監査等委員である取締役の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 南 敬三氏、青木理恵氏及び村田雅夫氏は社外取締役候補者であります。
3. 南 敬三氏は、公認会計士としての豊富な経験と専門知識に基づき、客観的かつ公正な立場から適切な監査をしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社の社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって9年であります。
- 青木理恵氏は、公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験に基づき、客観的な立場から適切な監査をしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断いたしました。
- なお、同氏の当社の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
- 村田雅夫氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識に基づき、客観的かつ公正な立場から適切な監査をしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断いたしました。
- なお、同氏の当社の社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
4. 当社は、南 敬三氏、青木理恵氏、村田雅夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。3氏の選任が承認された場合は、3氏との間で当該契約を継続する予定です。
5. 当社は、南 敬三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外監査役)として同取引所に届出ておりますが、本議案が承認可決され同氏が監査等委員である取締役として就任した場合、改めて同氏を独立役員(社外取締役)として届け出る予定であります。
6. 「所有する当社の株式の数」については、平成27年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

#### **第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めにて代えて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200,000,000円以内（うち社外取締役分20,000,000円以内）と定めることとさせていただきたく存じます。

また、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとしたしたいと存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）選任の件」の効力が生じますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）となる予定です。

本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

#### **第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額20,000,000円以内と定めることとさせていただきたく存じます。

また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとしたしたいと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は3名となる予定です。

本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第6号議案 スtock・オプションとして新株予約権を発行する件

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の要領により当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、Stock・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

4. 新株予約権の内容

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式110,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

- (2) 新株予約権の数

1,100個を上限とする。

（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が新株予約権を割り当てる日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

#### (4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から5年を経過した日より新株予約権の付与決議の翌日から10年を経過する日までとする。

ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任もしくは定年退職の場合はこの限りではない。
  - ② 新株予約権の譲渡及び相続はこれを認めない。
  - ③ 新株予約権者は、禁錮以上の刑に処せられたことがなく、かつ、法令または当社の内部規律に違反したことが無いことを要す。
- (7) 新株予約権の取得の条件
- ① 当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株

予約権は消滅し、再編対象会社は、新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

② 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

③ 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④ 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
上記（３）に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑤ 交付する新株予約権の行使期間

上記（４）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（４）に定める行使期間の末日までとする。

⑥ 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（５）に準じて決定する。

⑦ 交付する新株予約権の行使の条件

上記（６）に準じて決定する。

⑧ 交付する新株予約権の取得

上記（７）に準じて決定する。

⑨ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以 上

## 株主総会会場ご案内図



＜会場＞ 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号  
目黒雅叙園4階 『飛鳥』  
電話 (03) 3491-4111 (代表)

＜交通のご案内＞「目黒」駅（JR山手線西口、東急目黒線、地下鉄南北線・三田線）より  
行人坂を下がって 徒歩3分  
（目黒雅叙園正面入口より会場までは少々お時間がかかります。）